

11 養成施設指導監督事業

11 養成施設指導監督事業

平成26年6月4日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)が公布されたことを受け、平成27年4月1日、理容師法(昭和22年法律第234号)、美容師法(昭和32年法律第163号)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、以下の事務・権限が国から県に委譲された。

- ・理容師・美容師養成施設の指定及び指導に係る事務
- ・理容師・美容師養成施設の入学に関する学力認定に係る事務
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定等に係る事務・権限
- ・食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設並びに食品衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限
- ・食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限

(1) 理容師・美容師養成施設

ア 施設数(平成30年3月末日時点)

	理容師養成施設	美容師養成施設
養成施設数	3	6

イ 事務

	理容師養成施設	美容師養成施設
新規指定数	—	—
変更承認数	2	5
課程設置承認数	1	2
同時授業実施承認数	—	—
課程廃止承認数	—	1
施設廃止承認数	—	—
変更届出数	4	7
生徒定員変更届出数	—	1
同時授業終了届出数	—	—
指定取消数	—	—

ウ 立入調査・指導等

	理容師養成施設	美容師養成施設
立入調査数	—	—
改善指示数	—	—

エ 養成施設の入学に関する学力認定

	理容師養成施設	美容師養成施設
認定者数	—	—

(2) 製菓衛生師養成施設

ア 施設数(平成30年3月末日時点)

	製菓衛生師養成施設
養成施設数	2

イ 事務

	製菓衛生師養成施設
新規指定数	—
変更承認数	—
変更届出数	1
指定取消数	—

ウ 立入調査・指導等

	製菓衛生師養成施設
立入調査数	—
改善指示数	—

(3) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設

ア 施設数(平成29年3月末日時点)

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
養成施設数	7

イ 事務

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
新規登録数	—
変更届出数	1
登録取消数	—

ウ 立入調査・指導等

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
立入調査数	—
改善指示数	—

(4) 食品衛生管理者の登録講習会の登録

県内登録者なし

(5) 食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録

県内登録者なし